

午後1時31分開会

○小林たかや委員長 こんにちは。ただいまから環境・まちづくり特別委員会を開会いたします。座らせてやらせていただきます。

傍聴の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、本日、欠席者はありません。よろしくお願いいたします。

お手元に日程をお配りしております。陳情審査は継続審査中の案件が18件、本日、報告事項は6件、そしてその他となります。

まず初めに、陳情審査から入りますが、六番町偶数番地の陳情審査を行い、次に、外神田一丁目南部地区についての報告と陳情審査を一括で行い、その後、報告事項を受けたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

では、まず初めに、継続審査となっております送付3-14、六番町偶数番地地区の地区計画に関する陳情の審査に入ります。

それでは、執行機関、何か情報提供がございましたらお願いできますか。

○江原翹町地域まちづくり担当課長 六番町偶数番地地区でございますけども、これまで意見交換会ですとか、アンケート、個別ヒアリング等を実施し、地区計画の素案として取りまとめていくべく調整を続けているというところでございます。現在、区に地区計画案をご提案いただいた住民有志の方々とも意見交換させていただいております。今後の進め方の相談ですとか、検討に当たってのポイントについて共有させていただいております。今後ですが、論点を絞った上で近日中に再度意見交換会を実施しまして、地元の地権者の方々の理解を得た上で都市計画手続のほうに着手できればと思っております。

今後調整状況につきましては、本委員会にて報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○小林たかや委員長 はい。報告を終わりました。委員の皆様の質疑、質問を受けます。

○木村委員 もうちょっと詳しくご説明いただきたいんですけども、その論点というのは、これは今までもご説明いただいたのかもしれないけれども、どのような論点について、要するにこれは論点をまず絞り上げて、その上で近日中に協議会を設けると。その論点としてどのような形で絞っているのかということと、近日中というのはいつ頃のことなのか。

○江原翹町地域まちづくり担当課長 論点でございますけども、六番町の落ち着いた住環境、教育環境を守るためルールをつくっていくということについては全体的な賛同を得ているというところでございますが、そのために高さを抑えることが必要というご意見と、マンションにお住まいの方々中心に、高さ制限が建て替えの際の障害となること。地区計画の制限を適用した建物になることによる資産価値の低下等について懸念される意見というのがございます。ですので、方向性としては一致しているものの、その高さの設定というところが論点かなというところで、で、その部分で一致点を見だしていく必要があると考えております。で、双方のこれまでのご意見をそしゃくして、意見交換会でその辺りに絞ってやっていきたいというふうに考えておまして、意見交換会につきましては、

すみません、ちょっと近日中という表現でございましたけども、そうですね、本年中には必ず実施したいと思っております。

○木村委員 いいですか、もう一つね。大体高さの設定をどこで設けていくのか。確かに大事な論点だと思うんですね。この点、何とか一致点を見いだすために、今後こういった形で工夫していきたいというようなものというのは何かあったら教えてください。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 そうですね、ちょっと今区の家ということでも一旦お示ししておるんですけども、今の既に超えているマンションが幾つか、例えば区のたたきの家で40メートルという設定している範囲の中で50を超えているマンションがあるというところで、その既に建っているマンションの既得権、権利をどう保護していくかというところが大きな論点かなと思っております、で、やり方としては、そのマンションについては建て替えについては高さを認めるですとか、総合設計を絡めた場合どうするかとか、その辺りが焦点になってくるかなと思っております。

○小林たかや委員長 はい。

ほかにございますか。

○岩田委員 その今後の話合いというのは、この偶数番地に住んでいる方、地権者を対象にしているということでもいいですね。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 はい。そのように考えております。

○岩田委員 あそこに例えばいる在勤者も入るんですか。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 地区計画の策定になりますので、基本的には在勤者ではなくて地権者の方ということで考えております。

○小林たかや委員長 よろしいですか。

○岩田委員 はい。

○小林たかや委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 それでは、ただいまご報告とご意見いただきましたけれども、本陳情の取扱いについてはいかがいたしますか。継続という声がありましたけど、継続でよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、送付3-14の陳情につきましては継続扱いとさせていただきます。

次に参ります。陳情、外神田一丁目南部地区について、日程1と日程2の報告事項(1)を一括で行いたいと思います。

まず、報告事項(1)外神田一丁目南部地区のまちづくりについて、執行機関から先に報告を受けたいと思います。

○神原地域まちづくり課長 前回の当委員会におきまして、小枝副委員長から、外神田一丁目南部地区の地区計画に係る素案の説明会について資料の要求がございました。本日はその資料に基づきましてご報告させていただきます。

環境まちづくり部資料1をご覧ください。クリップ留めになってございます。

都市計画法第16条第2項に基づく説明会でございます。昨年6月22日に万世橋出張

所、6月23日にオンラインで説明会を開催しております。

対象者は当該地区内の土地所有者及び建物所有者に加えまして、参加について希望される旨のお問い合わせがございましたので、そちらの方にはご出席を頂いております。参加者は延べ39人、うちオンラインでの参加は11名でございました。

説明会開催の周知は対象の方々に案内を郵送させていただいております。地区計画に係る素案、公告・縦覧は6月21日から7月5日までの2週間、意見書の提出期間は6月21日から7月12日までの3週間となっております。意見書の提出は20件ございました。本計画を推進してほしいといったご意見が18件、その他計画に対するご質問や条件面に関するご意見が2件ございました。

説明会に用いた資料について本資料に添付させていただいております。お手数ですが資料をおめくりいただきますと、まず初めに次第がございます。

次に、資料1の権利者向けに行ってきた第3回地区計画勉強会のまとめでございます。説明のほうは割愛させていただきます。勉強会で頂いたご意見と区の方針について整理をさせていただいております。この勉強会において頂いたご意見を踏まえ都市計画の進んでいきたい旨を確認させていただいております。

お手数ですが、資料を3枚ほどおめくりいただきますと、資料2として地区計画（素案）の概要、さらに資料を2枚ほどおめくりいただきますと、地区計画の（素案）となっております。こちらが当日説明会で配付させていただいた資料になります。

大変お手数ですが、資料の最初のページにお戻りいただけますでしょうか。今回のこの説明会につきましてはコロナ禍というのを鑑みまして、公告・縦覧の申請に際し対象者の方々に都市計画図書となる地区計画の素案を事前に送付させていただきました。また、区議会からのご意見を受けまして、区民を対象とした本計画及び区有施設に関するオープンハウス型の説明会を2日間開催させていただき、100名を超える方々にご参加いただいているところです。

都市計画法16条第2項に基づく説明会に関する説明は以上でございます。また、前回、当委員会確認事項となっております法16条第1項の解釈や運用に関する国土交通省の見解につきましては、現時点において確認の途中となっておりますので、次回以降の委員会にて改めて報告させていただきたいと存じます。

なお、本日は前回の委員会資料を参考として用意させていただいております。

私からの説明は以上です。

○小林たかや委員長 はい。報告と説明が終わりました。本件につきましては、本陳情につきましては、送付3-14以外の17件が全て関連するために、一括で審査をすることとしてよろしゅうございますか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、一括審査をいたします。

それでは、報告についての質問、陳情についての質疑を受けます。

○小枝副委員長 ただいま二つの報告があったわけですが、一つは16条の2項に関する資料ができましたと。もう一つが16条の1項に関しては国交省、省庁に問合せをしているが、まだ確認が途中であるというような言い方でしたね。

まず、1項のほうは皆さん関わる部分だと思いますので、ちょっと後にしまして、16条

2項で資料を出された部分について確認をいたしますが、今回出されてきたものの表紙を見ると、6月22、23ということで、16条の2項の説明会の概要になっております。私が前回お願いしたのも、牛尾委員のほうからも、16条の2項の中身についてのいろいろやり取りがあった中で、その広報の仕方や参加者、そして議事録を出してくださいということで確認してあったので、てっきりそうになっているのかと思いましたが、表紙だけで、めくってみると別の日のものなんですね。で、私が求めましたのは、この16条の2項において、どういった説明をし、どういった意見をもらったのかという議事録がついていないのは、そのものがないんですか。議事録そのものが存在していないんですか。ちょっとそこを確認します。

○神原地域まちづくり課長 すみません、議事録までというちょっと認識がございませんで、大変失礼いたしました。議事録がないということはございません。

○小枝副委員長 当然その6月の22、23の内容について確認をしているわけですから、それをあるならちょっと出さないほうが不思議かなというふうに思うんですけども、ちょっと今から作らないでほしい、あるなら出してください。

といいますのは、16条の2項において地権者しか参加できないわけです。こういう状況でその議事録がないと、意見を述べるのができたのかとか、もしくはどういう意見があった、そのことに基づいて計画をこのように変えましたと。そういったことも都市計画審議会のほうに報告する義務があるわけですよ。だから実質的に、ただこの日開催しましたというだけではなくて、中身のある意見をもらう、そうした説明の場で意見をもらう、公式に発言できる場でないといけないわけなので、そこは確認しなければならない事項なんですね。なぜ、ほかの日のをつけて、その日のをつけないんですか。

○神原地域まちづくり課長 今つけているのは、ほかの日というか、説明会に提出した資料というものを添付させていただいております。で、議事録がないのかというようなご質問につきましては、ございますが、ちょっと公表するような形で整理されていまして、個人情報なども入っているような状況ですので、お時間を一定頂いて整理させていただきたいと思います。あと加えまして、昨年12月1日の当委員会におきまして、建築物の許可に限った質問が出たということで、これも副委員長からのたしかご指摘、ご依頼だったかと思いますが、議事録を出していただきたいということがございまして、12月1日の委員会資料としては、その部分に限ってですけども、議事録のほうはちょっとお出ししているような経緯がございます。

○小枝副委員長 仄聞するところによると、こうした重要な16条の2項、法に基づく説明会において意見を述べてはならないというような仕切りがあったという、これは仄聞ですよ。で、かどうかも確認するには、別に誰がどうというのはいいんです。司会が何を言い、どういう運営をし、地権者なら地権者、もしくは事業者なら事業者がどういう発言をして、それが16条の2項というのはこの中でも一致して誰も否定をしない、当然やるべき内容だと。法律の趣旨としても16条の1項がまず土台にあって、地区計画という制度ができたときに、これは地権者に大きな制限が関わることだから地権者の意見を十分に聞いてくださいよという法の立てつけで上乘せの16条の2項の地権者との素案の段階でしっかりと詰めていきましょうという制度になっているわけですから、これはやっぱり実質的にそうであったかかなかったかというのは非常に重要な確認すべき事項であるというこ

とですので、それはちゃんと議事録として出していただきたい。

○神原地域まちづくり課長 資料のほうは個人情報もございますので少し整理をさせていただきたいということと、本日もちょっと前回の資料を参考資料としておつけしていますけれど、2ページを見ていただきますと、この地区計画の素案の説明会に至るに当たって、その前段として、やはり権利者の方によりご意見を頂いたり、地区計画の内容というものを知っていただきたいということで勉強会というような形で3回開催もさせていただいているような状況でございます。我々としてもできる限り丁寧に説明責任を果たしていきたいということでやっておりますので、6月22日の説明会で意見を頂いていないというようなことはございませんで、しっかりと説明の後に質疑応答の時間も取らせていただいておりますので、後ほど整理させていただいて議事録のほうは提出させていただきたいというふうに考えております。

○小枝副委員長 その際、後ほどに出てくるポスト対応された日本テレビのほうの議事録のほうは、ちゃんと司会が何を言ったというのが、個人情報は抜きにして流れが分かるようになっているんですね。で、この外神田のこの議事のまとめ方ですと、どういう仕切りで会が持たれたのかというようなことも分かりませんので、そこは大きく加工せずに、個人情報は一切要りませんので、流れが分かるものをしっかりと客観的に出していただくということが大事だと思いますので、そこはよろしくお願いします。

○加島まちづくり担当部長 すみません。本日の資料に関しましては、前回の9月12日の当委員会で副委員長からご指摘されたということで、我々としては、その16条のときにちゃんと周知したのかとか、そういったところで、そのときの資料はどうだったのかということで、そういった問いかけに今日資料を用意しますということで出させていただいたと。そのときの議事録までということがちょっと認識していなかったというところでございますので、それはまた改めて、今、担当課長が答弁したとおり、整理させていただいて、副委員長ともちょっと調整させていただきながらお出ししたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○小林たかや委員長 よろしいですか。

○小枝副委員長 はい。16条2項はいいです。

○小林たかや委員長 はい。

ほかにご質疑ありますか。

○岩田委員 自分がこの前お聞きしたリーガルチェックとか、そういうのというのは今まだ確認中で、リーガルチェックも確認中、国土交通省に聞いているだけじゃなくて、リーガルチェックもまだ確認中ということなんですかね。

○神原地域まちづくり課長 16条1項に関しては、リーガルチェックも運用も両方どちらにも関わってくることでございますので、両方とも確認中ということでご理解いただければと思います。

○小枝副委員長 それで、はい、委員長。

○小林たかや委員長 副委員長。

○小枝副委員長 それは全く国交省のほうから何の返信もない状況のまま日を過ぎてしまっているのでしょうか。だとすると、問合せをされたのはいつで、全く回答がないのか、それとも回答が来たけれども何か調整しちゃっているのか、どういう状況かをもう少し正

確にお伝えください。

○神原地域まちづくり課長 前回の委員会、9月12日でございましたけれども、その次の日には庁内のほうで整理いたしまして、その翌日、9月14日に国土交通省の都市局になりますけれども、そちらに問合せをしてございます。何度か電話でのやり取りですとかメールでのやり取りはしているような状況がございまして、一応お互いに確認作業を今進めているというところですので、向こうから何か音沙汰がないとあって、そういうことではなくて、しっかりとやり取りのほうはさせていただいて、こういった公式の場でお答えできる回答というものを、今、確認・調整しているところでございます。

○小林たかや委員長 よろしいですか。

○小枝副委員長 はい。

○小林たかや委員長 ほかにございますか。

○牛尾委員 ちょっと16条とは離れるんですけども、ここの委員会で確認されている五つの項目のうちの清掃事務所について、前回、清掃事務所との合意はまだ取れていませんという答弁があったと思うんですけども、この間、清掃事務所について現場の方々との協議といいますかね、話し合いというのはされているのかどうか、いかがですか。

○柳千代田清掃事務所長 前回もご報告させていただいたと思うんですが、この間も組合のほうからの書面等が提出されて以降、これにつきましては現場で十分な協議を話し合いをさせていただいた結果として、前回も報告しましたように、機能分散ですとか、そういったほうの話に合意を得ておりますので、そういうような状況でご報告させていただいているところでございます。

○牛尾委員 いや、機能分散のことはそうでしょう。要するにここの外神田一丁目の再開発のビルに清掃事務所を移すというようなことについて、ここの職員の方々とそのことについて協議とかされているのかどうかと。機能分散はいいです。外一のことではいかがですか。

○柳千代田清掃事務所長 我々現場サイド、現場の職員との話の中では、この外神田の中で置く置かないというような前提で、機能更新は必要であるというようなところでの話はしております。我々としてもこの状況を見守ってさせていただいているところでございます。

○牛尾委員 要するに新たな再開発ビルの5階に事務所を置くと。で、地下で作業場をやるという計画があったじゃないですか。それについてどうかと。そのことについて説明をして意見を求めるなり、そんなやり取りをしているのかということなんです。

○柳千代田清掃事務所長 そういった情報提供を頂いておりますが、中でもそちらについて議論をさせていただいておりますが、その議論を集約するというところまでには至っておりません。様々な意見があるということではございます。

○印出井環境まちづくり部長 若干補足します。前回もそういう趣旨でお答えしたのかなと思うんですけども、今回の開発に伴って、我々としての課題である清掃事務所を機能更新する。これは現行の基本計画の中でも機能更新対象の施設ということでリストが載っております。それから老朽化も進んでいる。で、コロナ禍の中で辛うじて業務は継続しましたけれどもいろいろ課題があるということを強く認識する中で、機能分散を含む清掃事務所の在り方を整理をしたと。どういう方式でやるかについては、現場職員あるいは組合

としても中立であるということでございますので、具体的に今回の開発の中での情報提供はしておりますけれども、その部分について、現時点で新たな開発でこういう形になるよという部分についての合意形成というか、理解までは得ていないと。ただ、要求水準として満たされるのであれば、中立であるよということについては確認しているというふうになってございますので、ご理解を頂きたいと思えます。

○小林たかや委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、計17件の陳情の取扱いはいかがいたしますか。継続でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、継続扱いといたします。

なお、本陳情者及び関係者からの意見聴取につきましては、定例会閉会予定日から4定に開会するまでの間に、現状の再開発計画に対して早期推進を求める方、その反対、見直し等を求める陳情の方につきましては、前回、正副でお預かりして大体の計画を立てております。で、双方7名程度ずつ呼びをしてお話をお伺いしたいと思っておりますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。詳細の実施日程につきましては正副委員長に預からせていただきまして、決まりましたら各委員の皆様にご連絡をさせていただきますけれども、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。また参考人の質問につきましては、正副委員長としての案を今からお配りしたいと思いますので、暫時休憩します。

午後1時59分休憩

午後2時00分再開

○小林たかや委員長 委員会を再開します。

ただいま配付いたしました参考人への質問事項ですが、ご覧を頂きたいと思えます。案でございますが、一つ目が陳情の趣旨について改めてご説明をくださいと。二つ目、現行の外神田一丁目南部地区の再開発計画をどのように評価されますか。この2問、それぞれ参考人への質問とさせていただきたいと思えます。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、当日の流れですが、今、確認いたしました2問の質問につきましては、私、委員長のほうから質問をし、参考人の方々にお答えをお願いいたします。その後、委員の方から何かほかに質問がございましたら参考人に対して質問をしていただきまして終了します。終了後、委員会を休憩または終了し、懇談会を行いたいと思えます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 じゃあ、その要領で進めたいと思えます。以上で陳情審査及び報告の1を終了いたします。

それでは、次に入ります。報告事項（2）第12回日本テレビ通り沿道まちづくり協議会の開催について、執行機関からの報告を受けます。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 それでは、第12回日テレ通り沿道まちづくり協議会についてご報告いたします。資料は環境まちづくり部資料2-1をご覧ください。

出席者は日本テレビ沿道まちづくり協議会委員18名となっております、当日ネットでの傍聴者につきましては99名でございました。

当日の配付資料についてお手元に配付してございます。資料2-1の次第をご覧ください。当日は、まず座長のほうから、本日の協議会後に日本テレビから都市計画の提案が出るであろうこと、出された場合には区は手続をする必要があるといったお話がございました。その後、千代田区のほうから、7月3日、4日に実施したオープンハウス実施結果報告として、オープンハウス開催時に実施したアンケートの結果についてご説明させていただきました。その後、議題の2でございますけれども、日本テレビからオープンハウス時に説明した二番町計画の概要の説明。続いて、番町の町並みを守る会からの二番町計画提案の説明。で、番町の庭ですとか番町の森で各種イベント等の活動を展開している組織でございますエリアワークスのほうから、地元要望や今後のエリアマネジメントに対する提案、以上を順次説明の上、意見交換をしております。

では、区からご説明させていただきましたオープンハウス実施結果報告につきましては詳細をご説明させていただきます。

おめくりいただきまして資料2-2をご覧ください。オープンハウスは千代田区として認識している地域課題とその課題解決に向けた二番町地区計画の変更案について、また、日本テレビから現時点の計画案についてご説明し、様々なご意見を頂きました。参加人数につきましては、3日が461名、4日が511名ということで、2日間合計で972名の方にご参加いただいたというところでございます。

この際に、二番町地区計画を変更して、広場整備ですとか、麴町駅前のバリアフリー動線整備、地域交通広場整備等、地域課題解決に向けた整備内容について恒久的に位置づけるとともに、高さ制限については60メートルから90メートルに緩和することについて、納得できるかどうかについて、「納得できる」「どちらかというとな納得できる」「どちらでもない」「どちらかと言うとな納得できない」「納得できない」の五つの選択肢から選んでいただき、またその理由について記述式アンケートで聞いております。

資料2の1ページ目の裏面、裏をご覧ください。こちらが集計結果になってございます。アンケートにご回答いただいた868票のうち、無回答、無効票9名を除きまして859有効票という中で、「納得できる」「どちらかというとな納得できる」と一定の理解をお示しいただいたのが497票、全体で約58%。「どちらかというとな納得できない」「納得できない」とお示しいただいたのが298票で約35%となっております。なお、アンケートでは在住者、在勤者の属性が分かるようにしております、その下でございますが、区内在住者で見ると581票のうち「納得できる」「どちらかというとな納得できる」と一定の理解を示していただいたのが258票ということで約44%。「どちらかというとな納得できない」「納得できない」と示していただいたのが267票で約46%となっております。以下、番町地域に在住の方々、二番町地区在住者、2ページ目でございますね。日本テレビ沿道協議会参画町会在住者での集計結果については記載のとおりでございます。

いずれも「納得できる」「どちらかというとな納得できる」を選択いただいた方、「納得できない」「どちらかと言うとな納得できない」を選択いただいた方が半々程度というような結果になってございます。

なお、2ページ目の裏面以降に記述式アンケートにて頂いた様々なご意見を各カテゴリー別に記載してございます。詳細につきましては後ほどご確認いただければと思いますが、様々な意見を頂いているというところでございます。

広場整備等地域課題解決のための整備の方向性について、ご賛同いただいた意見が多い一方で、建物高さ90メートルというもののバランスにつきましては、許容できるという意見とともに許容はできないという厳しいご意見も多く頂戴しているというところでございます。オープンハウス当日及び記述式アンケートにおいてこれだけ多種多様なご意見があるということを改めて確認できた次第でございます。

環境まちづくり部資料2-3以降で、日本テレビ、番町の町並みを守る会、エリアワークスからの説明資料をおつけしております。詳細は後ほどご確認いただければと思いますが、まず、環境まちづくり部資料2-3が日本テレビのほうで作成いただいた資料でございます。2,500平米の青空広場、地域交流の拠点として使うエリアマネジメント施設ですとか、麴町駅のバリアフリー対応等が主なメニューとなっております。広場につきましては、地域コミュニティを育むとともに、次世代につなぐ100年の森となるような、可能な限り植樹をして、地域の皆様と育てていく、お子様とかにもご利用いただけるような、そんな広場にしていきたいというふうなご説明でございました。

その下におつけしているのが資料2-4でございます。横使いの資料になってございます。こちらが番町の町並みを守る会作成の資料でして、広場の造り方としてピロティと青空広場を組み合わせることで60メートルに抑えることは可能なのではないかとというような提案についてご説明いただいております。建物計画上、広場を計画している位置は多くの時間帯において影を落とすことになるというご説明もございまして、雨風しのぐといった意味でもピロティ空間との組合せによる広場というのも有効ではないかというようなご説明を頂いております。

最後に、環境まちづくり部資料2-5がエリアワークス作成の資料で、実際に既存の番町の庭と番町の森を運営する中で、地域の方々から頂いている恒久的に残してほしいという意見ですとか、その使われ方及び今後番町地域全体のエリアマネ検討会、まちづくりを検討していくというものを立ち上げて、地域のコミュニティ形成に未来永劫寄与していくための地元組織の母体づくりが必要だというふうなことをご説明いただいております。

当日の配付資料は以上になりまして、その後、意見交換において、議事録のほうを未定稿で先日お配りしておりますけれども、各町会関連の委員からは、子どもが土を感じることもできる青空広場と合わせて、とにかく早く整備してほしいというご意見。その他委員からは、やはり高さは下げるべきだと、なるべく低く抑えるべきだと、現行地区計画を守るべきだというようなご意見がございました。最後には日本テレビのほうから都市計画法に基づく提案をするという話がございました。

区としては、二番町地区地区計画の変更を伴うこととなりますので、7月に実施したオープンハウスにおいても様々な意見があったということから、日本テレビには二番町地区の地権者の方々の意向も確認してほしいというふうに伝えたとところでございます。日本テ

レビから近日中に都市計画法に基づく都市計画提案を受け付けるということになると思いますが、提案を受けたら、区として現行地区計画に対してどう整理していくかということを検討して、直近の都市計画審議会に報告、議論いただくということになるかなというふうに考えております。

今後本手続の調整状況ですとか、日本テレビ沿道全体の動きについては当委員会でも継続的に共有させていただき所存でございます。

なお、昨日ポストティングさせていただきました協議会の議事録につきましては、まだ出席委員に確認が取れていない未定稿なことから、出席議員限りとさせていただきました。資料要求のありましたチャットのやり取りでございますけども、本来、事務局に対して意見が出せる一方通行のものでしたが、傍聴者同士がやり取りできるようなセッティングになっておりました。そのようなことから、チャットの記録につきましても出席議員限りとさせていただければと思っておりますのでご了解願います。

すみません。長くなりましたけど、説明は以上になります。

○小林たかや委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆様の質疑、質問を受けます。

○岩田委員 番町の町並みを守る会さんから、今回だけではなく今までも高さを守ってこういうふうにすればいいんじゃないんですかという案が結構示されてきていましたけども、これも含めて、今までのも全部入れて、そういうのも今後検討するという感じなんですかね。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 そうですね、番町の町並みを守る会さんからも様々なご提案を頂いております。ちょっと限られた情報の中で作成されているというところで、いろんな諸条件、きちっと読み解き切れていないところもございますので、実際に基準法上建つのか、規格としてどうなのかということも含めて、守る会さんとはいろいろ協議・調整といたしますか、意見交換をしていく必要があるかなというふうに考えております。

○岩田委員 そして、今後説明をするようにというふうに日本テレビさんに言ったって、それを受けた10月7日と10月9日に何か説明会があるというような話は聞いていますけど、それは区のほうかやるんじゃないかと日本テレビさんがやるんですね。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 岩田委員おっしゃるとおり日本テレビさんがやります。

○岩田委員 区はそれについて了承をしているんでしょうか。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 協議会の場でも、提案をするという話を受けて、二番町の方々の意見を聞くようにということを受けて、提案者である日本テレビが実施をするということですので、了承といたしますか、提案するに当たって、そういった意向の確認をするという行為を日本テレビがするというのと理解しておりますので、提案者が提案するに当たって説明会をするというような認識を持っております。

○岩田委員 この案内は地権者のみに配付というふうなことなんですが、私のところにも来まして、それというのは、でも区が関わっていないんじゃないかと思いますが、恐らく登記簿を見た感じなんですかね。分からないですよ。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 そうです。

○岩田委員 分からないですよ。分かりました。ちなみにその7日と9日というのは区の職員はどなたか出席されるんでしょうか。

○江原翹町地域まちづくり担当課長 そこは出席をするつもりはないです。

○岩田委員 ない。

○江原翹町地域まちづくり担当課長 はい。

○岩田委員 分かりました。

あと、この前のZoom会議の、この、まあ未定稿ではあるんですけど、一番最初の座長の挨拶が何かすごい短く書いてあるんですけど、これってちょっと全文読めないですかね、今度でも。

○江原翹町地域まちづくり担当課長 そうですね、お配りさせていただいたのが要約版ということで、ホームページに今後アップしていくようなバージョンでつけておりますので、またちょっと座長本人並びに各委員の方々に確認をした上で修正が入ってくるというふうに考えております。現時点版ということであくまで未定稿ということでお取り扱いいただければと思います。

○岩田委員 分かりました。

○小枝副委員長 関連。

○小林たかや委員長 関連、小枝副委員長。

○小枝副委員長 一応未定稿を頭に入れた中で、どうしても分からないので教えていただきたいんですが、現在ある高さと容積の制限がありますね。それを現状変わっていない中でそれを超えた説明会をもう始めていいと、そういうお話なんですか。このたった4行の座長の説明では分からないので、手順手続も含めてどういうことなのか、根拠法令も教えてください。

○江原翹町地域まちづくり担当課長 今回の提案でございますけども、日本テレビのほうから、日本テレビの敷地の部分について、地区施設の設定等を含めて、土地所有者として提案行為をするというもので、根拠法としては都市計画法21条になります。その提案に基づいて区としては検討して都市計画審議会に付議していくという必要があるというところでございます。

○小枝副委員長 都市計画法21条というのは提案制度、もう少し分かるように説明してください。

○江原翹町地域まちづくり担当課長 都市計画法21条につきましては提案制度になります。具体的には、そうですね、地区計画についてですね、ごめんなさい、都市計画法21条の2でございます。都市計画区域又は準都市計画区域のうち、一体として整備し、開発し、又は保全すべき土地の区域としてふさわしい政令で定める規模以上の一団の土地の区域について、当該土地の所有権又は建物所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権を有する者は、一人で、又は数人共同して、都道府県または市町村に対し、都市計画の決定又は変更をすることを提案することができるというところでございます。

○小枝副委員長 そうしますと、二番町の地区計画全体のエリアからすると、そのエリアは何平米で、今回の提案される方は何平米をお持ちなんですか。

○小林たかや委員長 すみません。ちょっと待ってください。

今の質問ですけど、二番町のその地区にいる地権者さんって合わせて何人いるんですか。一回で質問を合わせたいんで。すぐ答えられるでしょう。

休憩します。

午後2時21分休憩

午後2時32分再開

○小林たかや委員長 委員会を再開いたします。

それでは、課長。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 先ほどのご質問でございますけども、二番町地区地区計画の区域12.1ヘクタールでございます。で、日テレの敷地が約1.3ヘクタールでございます。で、先ほど申し上げました都市計画法21条の2でございますが、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、政令で定める規模以上の一団の土地の区域についてでございます。この政令が第15条でございますが、こちらが0.5ヘクタールという形で規定されておりますので、日テレの敷地は1.3ヘクタールということで、そういった提案が法に基づいてかなうというところでございます。で、今後21条の4に基づいて都市計画審議会に付議をしていかないといけないというところでございますが、今後のちょっと流れとかにつきまして、まだちょっと提案を受けていない状態ではございますけども、今後どう進めていくかということも含めて、ちょっと整理をして、今ちょっと資料も配付してございませんので、ちょっとその辺りはもうちょっと丁寧な形でさせていただきたいと思っております。失礼いたしました。

○小林たかや委員長 はい。関連、岩田委員。

○岩田委員 すみません。ちょっと都市計画法の細かいところまでは分からないので、ちょっとベーシックな質問をさせていただきますけども、今のご説明だと、例えば地区計画があっても、この都市計画法21条の2を使えば、もう平たく言えば、もうそういうのを完全に無視して提案をしてやろうと思えばできるということですかね。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 すみません。後ほどご確認いただければと思っておりますけど、21条の4で都市計画の案については都市計画審議会にきちっと付議をしないといけないということですので、その提案を受けて、地区計画を変更することの是非についてはきちっとそういった審議を仰がないといけないという手順は発生いたします。

○岩田委員 じゃあ、そこで地区計画を変更するかどうかを決めてからというなんですかね。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 都市計画審議会のほうでご審議といいますか、報告をさせていただいて、で、ご判断いただくということになります。

○岩田委員 ほお。

○小林たかや委員長 副委員長。

○小枝副委員長 大変驚くわけなんですけれども、一つは事実として分かりやすくその手続についてはお示ししますということでしたので、そこに区民はどう関わるのか、議会はどう関わるのか、そして都市計画審議会はどう関わるのか、そういったことをしっかりと分かりやすく流れをフローチャートを示していただきたい。その際に、もしそういったやり方がかなうとなると、私は提案制度というのは3分の2以上で行われるものというふうに、ワテラスなんかでもそうだったと思いますし、そういうふうに思っていたものですから、あ、3分の2じゃないやり方があるのかと。恐らく行政が違法なこと言うわけないので、そうなんでしょう。でもそれは非常に大事なことなので、法文や他の事例も分かりやすく出していただきたい。なおかつ都市計画審議会とおっしゃるけれども、都市計画審議

会というのはよほど重大な瑕疵がない限りは、これを是非をとやかくすることは難しいわけなんです。そういうものなんです。これは都市計画の先生方、学者さんに聞いてもらえば分かります。で、そういう中で、きちっとした公共の立場から、つまり区はどこに位置するのかということなんです。行政はどこに位置するのか。行政がこれ意思決定をまだ今はしていないことになっているわけですよ、今はしていないんですよ。ということはいつかするんですよ、しなきゃ都市計画審議会に付議できないわけだから。それはどういう道筋を描いているのか、そこには区長の存在も出てくるわけで、そこまで分かるように流れを見せさせていただきたい。どうなっていますか。

○加島まちづくり担当部長 道筋というところで副委員長言われたんですけど、都市計画法のこの提案は、先ほど担当課長が言ったように、提案が出てきたら都市計画審議会に、これ駄目でも駄目な理由をつけて都市計画審議会に諮らなきゃいけないんですね。で、区は駄目だよと思っても、都市計画審議会に諮って、いや、これはやるべきだよとなったら、その手続をする必要があるんで、いずれにしても都市計画審議会にかけると。ただ、いきなり審議ということは考えておりませんで、やはりこの都市計画の手続ということで、今ここの委員会でも議論になっている都市計画法16条の2、地区計画になりますから16条の2、その後の17条という形でその手続を取って行って、最終的にその17条の結果だとかを踏まえて都市計画審議会の中でどういう形になるかと、決定するかしないかという形になるというところでございます。

今の担当課長が先ほど都市計画審議会ということでお話ししましたけど、まずは都市計画審議会へこういう提案が出ましたという形の報告をするという形になるのかなというふうに思っております。で、あくまでも3分の2というところに関しましては、この提案の中の地区の3分の2ということなので、今回0.5ヘクタールはもう1地権者なので、3分の2じゃなくて1という形になっております。で、我々それをあまりかたくなに3分の2、3分の2ということをやってしまうと、例えばほかの地区の地区計画の提案が住民の方からあったと、それが3分の2以上ないとじゃあ受け付けませんよという、これは都市計画提案でなくても、提案があれば我々は真摯に受け付けて一緒に検討してという形でやっておりますので、先ほどの今回の日本テレビに関しては3分の2というか1なので、それは問題ないんですけども、ほかの地区計画だとかで地域の方々がいろいろ考えた中で区に提案というか、都市計画法の先ほどの21条の2じゃない提案というものも区としてはやはり一緒に受けたら検討していく必要があるんじゃないかなというふうには感じておりますので、そういった形でご理解いただくとありがたいかなというふうに思います。

○小枝副委員長 次回にはそのフローチャートを出してくださるということで、そこで説明をされるということですから、今日はもう何もなしの中でのお話ですから、そこを流れを見ながらやっていきたいとは思いますが、現在、60メートルで470%でしたっけ、のところを90メートルで700%というようなことが1ポイントでできてしまうと。しかも今日の説明があったように、世論は半分半分に分かれているという意味では、非常に住環境に不安を持つ人たちも多いということが明らかになってきているわけですから、そうすると、やはり手続的には、うちの土地だ、何をやってもいいというんだったら、もう地区計画というものが本当に意味を持たなくなってしまうので、そこは行政としては公平、中立な立場で、そしてある意味意思決定する場合には、区民にしっかりと責任を持

った説明ができないと、メリットばかりでデメリットの部分を回避してはならないと思うんです。そののところをしっかりとやっていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○嶋崎委員 ちょっと関連で。

○小林たかや委員長 関連、嶋崎委員。

○嶋崎委員 確かに副委員長のおっしゃるとおりだと思いますよ。ただ、法的手順手続きをきちっとしましょうよと。賛成、反対どんな計画だってあるんですよ。そういう中できちっと手順手続きをしながら、先ほど都計審の話をされたけど、都計審というものがある意味しっかりとした組織、法に基づいての組織、手順手続きを終えなきゃいけない、ちゃんとそのフィルターをかけなきゃいけないという、そこが一番大事なところなんじゃないんですか。当然我々は我々で区議会でこうやってやり取りをしているし、区民の皆さんにもそういうオープンハウスや何かでいろんな手続がある中で、段階を追ってちゃんとそれなりの手順手続きをしていると私は思うんだけど、そこも含めてご答弁ください。

○加島まちづくり担当部長 今、嶋崎委員言われたように、執行機関としてはちゃんと手順手続、それも法にのっとった形でやらなきゃいけない。また今回の提案を受けたらやらざるを得ないというのが現実でございます。で、今回の日本テレビの計画に関しましては、今こういう形で90メートルというような高さも出てきておりますけど、もう1年前はそういった高さじゃなくて150メートルというようなことも言われてきたわけですね。で、そこら辺で区としても果たしてどうなのかということで、協議会の中でもいろいろやり取りもしながら、やっと日本テレビさんのほうから90メートルということであれば地域の要望だとかそういったものも踏まえてどうにかなるんじゃないかというようなところが出てきたということなので、そういった段階を踏んで今ここまで来ているということところはちょっとご理解は頂きたいというふうに思っています。で、そういった提案を、まだ受けていませんけれども、提案を受けたからには、区としては動かざるを得ないというのが実情でございますので、副委員長が言われるように、そこら辺は丁寧に区としてもやっていく必要があるという認識は持っておりますので、そういったことはご理解いただきたいというふうに思っております。

○小林たかや委員長 木村委員。

○木村委員 日テレさんもいろいろ検討されたんだと思うんです。ただ、もともと始まったのが日テレ沿道のにぎわいをどうやってつくっていくのかというところでまちづくりのルールを町会長さんたちが検討してきたと。そういった中で二番町をどう位置づけるのかということで出てきた計画とは今回違うわけですね。今回の場合はあくまでも日テレさんの敷地の中で都市計画提案を使って提案をしていくと。そうなると、要するに分かりやすく言うと、自分たちのところだけは特別扱いをしてほしいという、そういう内容ですよ。既に地区計画が定まっているエリアで都市計画提案制度を活用するということは、こういう地区計画があるけれども、自分たちの敷地だけは特別扱いをしてほしいと。分かりやすく言うとですよ、そういうことになりますよね、これ。

○加島まちづくり担当部長 特別扱いというよりも、地域の中で話し合われてきた地域の課題、麴町駅のバリアフリー化だとか、今、番町地区でもかなり人口が増えていますので、そういったところの広場、広場に関しては単なる広場を造るのではなく、例えばいろんな

ことで使える、子どもの遊び場だとかも含めて、いろんな方々がこんな使い方ができたらいいな、あんな使い方したいなというようなところをエリアマネジメントを敷いていただいて、そこで積極的に活用していただくというようなところを地区計画の中でも制定できるのではないかなというような形でいろいろと検討を進めてきたというところでございます。そういった地域の要望を踏まえる中で、やはり日テレさんも株式会社ですから、そういった事業の中でやりくりするという形になると、どのぐらいの規模になるかということの中で今回提案をされているということなので、何も特別にそこだけということではないというふうに思っております。

一方で、沿道協議会の中でまちづくり構想と、ちょっと名称はちょっと違うかもしれませんが、沿道のまちづくり構想をつくろうという話になっていたというのが事実です。その中で、あるとき150メートルというものが出てきたというところなので、それはいかがなものかということで、そのまちづくり構想をつくる前に日本テレビさんの計画について、やっぱり整理するべきなんじゃないのということがいろいろあったので、今回、協議会においては先にそこを進めてきているというようなところでございます。我々としては、二番町のこの計画が例えば整ったということになった場合についても、沿道のまちづくりというものは考えていかなきゃいけないということを考えておりますので、協議会については引き続き開催させていただきながら、沿道のまちづくりをいかなるものにするのか、どんな構想をつくるのかといったことをいろいろと地域の方々と検討していきたいというふうには考えております。

○木村委員 地区計画がかかってあるわけでありますので、特別のエリアだけそこから外すということは、これ到底認められないわけで、やはり外すんだったらそれに見合ったいわゆる公共貢献、いわゆる公共の福祉ですよね。これが見合ったものがないと、網がかかっている地区計画とは違ったプロジェクトはこれは成り立たないということだと思っておりますよ。ですから、自分たちのエリアだけはこれは特別とか、ちょっと特別扱いというのは、ちょっと言葉が悪かったかもしれないけれども、特別扱いする以上はそれに見合った公共貢献、いわゆる公共の福祉ということを併せ持たないと、これは到底公平性という点でも本来のまちづくりに照らしても難しいだろうということだと思っておりますよ。そうすると、公共の福祉、いわゆる公共貢献というのがどういうものなのかというのは、これはもう利害関係者の共通の認識にならないといけないと思うんですけども、考え方としてはそのとおりですよ。

○加島まちづくり担当部長 利害関係者というのが、木村委員、どこの方まで指しているのかちょっと分からないんですけども、公共貢献ということであれば、今回、日テレさんの資料、環境まちづくり部資料2-3、資料2ということで、前回協議会の要請を受けてこのご提案ということで左側に図が入っております。こういった公共貢献において、前回か前々回かちょっとあれですけども、今回のこの日本テレビさんの二番町計画に関しては再開発等促進区を定める地区計画、そういったものを想定しているというところなので、そういったものがないと、例えば容積率だとか、そういったものが上げられないということなので、基本的にはそういった公共貢献がここの中でできることによって日テレさんが提案される建物が整備されるというふうに解釈していただいてよろしいかなというふうに思っております。

○木村委員 このまちづくり資料の2-3で、様々な協議会の要請を受けてのご提案ということで日テレさんからなされた。これがそういう内容だということです。それで、いわゆる公共貢献、周辺の人たちの公共の利益、福祉に役立つという整備と、それからそれに見合っただけ容積率の緩和、高さ制限の緩和ということが出てくるんでしょう。ただ、これ比較するのは非常に難しいですよ。広場ができたことでどれだけ子どもたちが喜ぶのか、子育て世代が喜んでいるのか、快適な住環境になったのか、それがなぜ90メートルなの。これ比べるのは非常に難しいと思うんですよ。しかも高さ制限を緩和することで、いわゆる景観やビル風や日照や様々なマイナスの影響も生まれるわけですよ。それはもう地域貢献の反対のものね。そういったものもトータルに含めてなぜ90メートルなのかということ。日テレさんは説明責任を担うことになるわけですよ。なぜそうなのか。これはそうなりますよね。これは都市計画審議会に提案される前の段階で。

○加島まちづくり担当部長 今、木村委員おっしゃられたように、そういった意味で前回の協議会の中で提案をしていきたいといった中で、私のほうから、二番町の地権者の方々の意向を確認してほしいというようなお願いをした。で、そういったことを受けて、先ほど岩田委員から言われた10月7日、9日、個別にも説明はされているんだと思うんですけども、説明会ということで7日、9日という形の説明を行うというふうに聞いております。

○木村委員 まあ後でちゃんとしてきてからね。

○小林たかや委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、(2)第12回日本テレビ通り沿道まちづくり協議会の開催についての報告を終了します。

(3)九段下・竹橋エリアまちづくり基本方針について、執行機関から報告を求めます。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 それでは、九段下・竹橋エリアまちづくり基本方針についてご説明いたします。

資料につきましては、環境まちづくり部資料3-1をご覧ください。

7月6日の特別委員会にてご報告させていただきました九段下・竹橋エリアまちづくり基本方針の改定に当たって実施したパブリックコメントの状況についてご報告いたします。

資料3-1のフローを改めて確認させていただければと思うんですが、当基本方針につきましては、平成27年10月に策定しておりますけども、今般、令和3年5月の都市マスの改定内容と整合を図ると。加えて九段南一丁目地区まちづくり基本構想の内容ですとか、これまでの間の九段下駅・竹橋駅周辺の開発など、直近のまちづくりの動向を踏まえた上で基本方針の改定を行うものでございます。

具体的には資料3-4におつけしておりますけども、詳細は割愛いたしますが、九段下・竹橋各エリアのポテンシャルと課題についてまとめた上で、直近の開発動向等を踏まえたネットワーク図の更新ですとか、九段下駅・竹橋駅周辺整備状況を追加しております。

当基本方針につきましては、九段南一丁目地区まちづくり勉強会で検討しております九段南一丁目地区まちづくりガイドラインの上位に位置づけられるもので、基本方針の内容についてはガイドラインにも反映していきたいというふうに考えております。

続きまして、資料3-2をご覧ください。パブリックコメントの実施結果になります。区内在住者11名、区内在勤者1名の計12名の方から合計21件の意見を頂いております。内訳といたしましては、3、素案への意見数記載のとおりでございます。

続きまして、資料3-3をご覧ください。頂いたご意見の概要と区の考え方について記載してございます。主なものを紹介させていただきますと、No.1、No.7、No.8において、当エリアにおける安心・安全な歩行環境確保に向けた歩道空間の拡充、自転車レーンの整備の必要性に係るご意見ですとか、No.1やNo.4において、昨今の感染症対策及び日本武道館でのイベント時などの混雑緩和に寄与する滞留空間の拡充への賛同意見ですとか、1ページ目裏面のNo.8からNo.10におきましては、竹橋駅に係るバリアフリー機能の拡充による駅を中心としたネットワーク強化を早急を実施すべきだというようなご意見を頂いております。これら頂いたご意見を踏まえた上で、九段下・竹橋エリアまちづくり基本方針を改定してまいります。

その後でございますが、恐縮ですけど、もう一度資料3-1のフローに戻っていただきまして、最下段に九段南一丁目地区まちづくりガイドラインと記載してございますけども、このガイドラインの策定に向けて地元勉強会を開催してガイドラインの案を検討した上で、千代田区全体を対象とした説明会やパブコメを実施していきたいというふうに考えてございます。年度内の策定を目標としておりますけども、その後、このガイドラインをベースに地区計画案を策定していくのかなということを想定しております。

説明は以上になりますけども、今後も進めてまいりますので、本委員会においても継続して報告してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

以上になります。

○小林たかや委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆様の質疑、質問を受けます。

○河合委員 都市計画マスタープランが改定されまして、その中でウォークラブルなまちづくりを目指すというのが一つあると思うんですね。それで、ここの地域は日本橋川とお濠に囲まれた特異な地域で、非常に千代田区の中でも珍しいと思うんですけども、この辺の親水性も含めて、どういうふうにその辺を、ウォークラブルなまちづくりですか、行っていく計画的なものがあるのかどうか、その辺もお知らせいただけますか。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 そうですね、今、資料3-4の表紙をおめくりいただいた1枚目の裏面ですかね、全体の図がございまして。都市マスによる位置づけということで、今、ご意見いただきましたとおり、非常に希有な場所かなというふうに考えております。で、今、九段下駅、今、まちかど広場がある部分と東京堂さんの敷地にかけて九段南一丁目地区にどうしていくかということで勉強会のほうを開催してございますけども、その中では、内堀通りにつきましては、その3街区ですね、一体となってゆとりある格調高い空間を整備していくということで、街区一体的に整備をしていくと、歩行者動線をきちっと確保していくということと、その裏地の日本橋川沿いにつきましても、かなり緑量の多い緑道を整備していくということで、親水性の高い空間を確保していきたいというふうに考えておるところでございます。また、詳細につきましてはガイドライン策定の過程でご説明いたしますけども、今、検討している事項としてはそういったところでございます。

○河合委員 ぜひともその辺を都心にふさわしい親水性のあるまちづくりに向けてお願い

をしたいと思うんですけども、これができることによって、飯田橋の駅のほうですね、あそこはアイガーデンのほうはかなり、まあ高速がありますけども、ウォーカブルなまちにはなってきたかなと個人的には思っているんですね。そうすると、このエリアを整備することによって飯田橋も九段下も竹橋もつながっていくという連鎖になるのではないかなと思いますんで、ぜひともその辺はきちりとお願いをしたいと思っています。

○加島まちづくり担当部長 今の河合委員のご指摘受けまして、例えば、今、担当課長が言ったように、日本橋川沿いですね、飯田橋のアイガーデンのところは何となく川がよく見えて、あそこも人がいっぱい来ればよりにぎわうんだろうなというところがありますので、九段下からどうつなげるかというのは、これ多分相当検討して時間をかけてやらないとなかなか進まないかなと思うんですけども、やっぱりどこかをきっかけとしてやっていかないと全体が進まないと思いますので、まずは、すみません、こういった言い方はあれかもしれませんが、できるところからやっていきたいと考えておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

○小林たかや委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 九段下・竹橋エリア、九段南も入りますが、本会議でも質問しましたけれども、あそこのだんしたこともひろばが11月で終了すると。で、解体していくと。そうすると、あそこは住友ですかね、の土地ですから、住友さんが何か建てていくと思うんですけども、住友さんとこのまちづくりの方針と、要するにどうなっているのか、別個にやっているのか、それとも一緒にまちづくりを進めていくよというふうになっているのか、その辺の関係はどうなんですか。

○江原翹町地域まちづくり担当課長 SMBCさんとも、この再開発を検討しているエリアとSMBCさんの敷地と、将来的にはその隣接する敷地も含めて街区一体的にどうしていかうかということで、もちろん勉強会にも加わっていただいていますし、個別にも計画を詰めていくに当たっては密に意見交換させていただいているところでございますので、街区全体としてどうしていかうか、駅との接続も含めて、SMBCさんとはそういった形で意見交換はしている環境はございます。

○牛尾委員 じゃあSMBCのほうで、これから独自に言わば建てていくよということじゃなくて、一応まちづくりと同じ流れで進めていっているということによろしいんですか。

○江原翹町地域まちづくり担当課長 そうでございます。その前段として九段南一丁目地区ガイドラインのほうで、そういった整備の方向性、3街区全体でどうしていくのかというところをきちっと位置づけて策定をした上で、それに基づいてSMBCさんのところの開発もしていくということになりますので、その前段としてそういったガイドラインの整備というものはきちっとしてまいりたいというふうに考えております。

○牛尾委員 最後です。分かりました。これも、前回は九段南一丁目まちづくり基本構想のところでも要望したんですけども、あそこは千代田区で本当に唯一のあれだけ広いボール遊びができる遊び場というのがなくなってしまうということで、やっぱりまちづくり様々なパターンがあるけれども、親水性とかウォーカブルとか、やっぱりそうした子どもたちが遊べる場づくりというのも続けていただけないかということですけども、その辺も含めてちゃんと方針に入れていただきたいなと、この検討もぜひよろしく願いします。

○江原翹町地域まちづくり担当課長 ガイドライン策定の過程において、そういった課題認識というのを共有しながら、対応できることがあるかというところをきちっと要素として入れていきたいなというふうに考えております。

○小林たかや委員長 嶋崎委員。

○嶋崎委員 先ほど部長からできるところからやりましょうよという話が河合委員とのやり取りの中でありました。それで、表通りというか、区道のところに関しては、これはどちらかというとお役所が並んでいるイメージがあって、で、一方で裏のほうとなると、やはり日本橋川の川を向いたまちづくりというのが、これ何十年も前から我々がお互いに言い合ってきたわけなんだけれども、そういう意味では、ちょっと大手町の川端緑道のイメージで、その川沿いを何か知恵が出ないかなと。一つは、九段下から役所までの間は、今、車が通行できる区道になっているけれども、そこも含めて、その先、先に行くと、ここの建物があって法務局があるんだけど、そこは少し知恵出しをしていただいて、まさに竹橋につないでいく。で、竹橋も含めて非常に石垣がしっかりとしたものが残っている歴史的に非常に価値のある場所ですから、そこも含めて、できるところと言えばそういうところも視野に入れて、川に背を向けるのではなくて、川にやはり向いたまちづくりという意味では、そこに狭いか広いかは別にして、子どもさんたちもちゃんとそこで安心して多少なりとも遊べるスペースが取れるのか、そういうことも知恵が出るんじゃないかと思うんですけども、含めてご答弁を頂ければありがたい。

○加島まちづくり担当部長 本日の資料、環境まちづくり部資料3-4で九段下・竹橋エリアまちづくり基本構想の2ページ目をちょっと開けて見ていただきますと、これは全体なんですけど、この中で九段南エリアということで――あ、こちらのカラーのやつですね。九段南エリアということで、区役所の隣の、今、九段南一丁目ということでいろいろとまちづくりを進めていこうということに関しましては、日本橋川沿いの道路を拡幅しながら、その親水性、下に降りるといのはちょっとなかなか難しいとは思いますが、より川が身近に感じるようなものをいろいろと検討しているというところがございます。で、広場に関してはこの中でどうにか何か造れるかだとか、先ほどの子どもの遊び場にも対応できるようなものができるかどうかというのは、その検討をしていきたいなというふうに思っています。一方で、この千代田区役所が入っている庁舎、この図で見ると真ん中の三つの建物があるということで、ここは敷地が1団地の認定になっておりまして、全体が川沿いが歩けるような形にはなっているんですけど、それが活かされていないというのが現状かなというふうに思いますので、嶋崎委員言われたご指摘は多分こういったところもちゃんと区民の方々が歩いて散歩だとか、そういうことができるようにして竹橋のほうにつなげていけよと、そういった検討も視野に入れながらということだと思いますので、そういったことも視野に入れて検討を進めていきたいと思っておりますので、ぜひご協力をよろしくお願いいたします。

○嶋崎委員 非常に夢がある話だと思いますよ。大手町の川端緑道、僕はすごく評価しているんです。非常にサラリーマンの方も区民の方も含めて非常によく利用していただいている。どんどんどんどんやっぱりいろんな知恵が地域の中の方たちも出していただいて、よくできているなと。あれがこちらに来るといのか、こちらが向こうに行くといのか、連続性を持ってやるということが一つの点と点が線になって面になるという、まさにまちづ

くりだと思うんで、先ほどの部長の説明で、今この建物の一団地で使えるところはなかなか使い勝手が悪いよねということはまさに知恵を出せばできると思うんで、そこはぜひとも今後の中で報告も頂きながら、進捗も頂きながらやっていければ非常に夢があるんだろうなというふうに思いますので、併せてよろしくお願いします。

○加島まちづくり担当部長 今、意見いただきました。今、環境まちづくり部では川沿いのガイドラインというところも検討しておりまして、所管は企画総務委員会なのかなと思うんですけども、そういった中で、こういった検討をしているということも逐次ご報告させていただいて、川の親水性を高めるようなまちづくり、進められるようなものにしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○小林たかや委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、（３）番、九段下・竹橋エリアまちづくり基本方針についての報告を終了します。

次に参ります。（４）番、常盤橋駐車場の都市計画変更について、報告を受けます。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 続きまして、常盤橋駐車場の都市計画変更についてでございます。環境まちづくり部資料４をご覧ください。

常盤橋街区の位置につきましては、左上の図の赤で囲ったエリアでして、現在、再開発事業を実施しているというところでございます。A棟とD棟は竣工済みで、B棟について来年度着工するというところでございます。こちらにつきましても、7月の特別委員会のほうで、現行都市計画において街区内に位置づけられている都市計画駐車場常盤橋駐車場の都市計画変更について説明させていただきましたが、今回はその手続の進捗状況のご報告となります。

改めまして、都市計画変更の内容でございますが、千代田区駐車場計画と今後整備するB棟の建物計画と整合する形で、当該都市計画駐車場の設置箇所と出入口について、左の変更前の図から右の変更後のあの形に変更するというところでございます。駐車台数につきましては、下に記載がございますけれども、約120台と変更せずに、設置箇所と出入口について建物計画と整合する形で考慮をして実現可能な位置に変更しております。で、変更後の下の表の備考欄に記載してございますが、新たに電気自動車充電スペース2台、駐輪場111台設置を位置づけております。

前回ご報告時からの変わった点といたしまして1点補足がございます。面積でございますが、警視庁等との協議を踏まえて、出入口部分の設計精査で、前回ご報告時は面積について約0.48ヘクタールと記載してございましたけれども、そこから約0.51ヘクタールに変更しております。これらについては備考欄に記載しております。

都市計画手続の経過でございますけれども、令和4年8月22日から9月5日にかけて、都市計画法第17条に基づく公告・縦覧をかけておりまして、意見書の提出はございませんでした。今後10月の都市計画審議会、18日の都市計画審議会に付議をし、ご審議いただいた上で、11月の都市計画決定に向けて手続を進めていくというような状況でございます。

以上になります。

○小林たかや委員長 はい。報告を終わりました。質疑、質問を受けます。  
よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、（４）番、常盤橋駐車場の都市計画変更についての報告を終了します。

次に行きます。（５）番、東京高速道路（KK線）について、説明を求めます。

○江原麴町地域まちづくり担当課長 続きまして、東京高速道路（KK線）につきまして状況をご報告させていただきます。

7月6日の特別委員会で報告させていただきましたKK線の都市計画手続の状況についてご報告させていただきます。環境まちづくり部資料5をご覧くださいと思います。

KK線につきましては、その再生を民間の活力ですとか創意工夫を生かしながら、東京都が円滑に推進していくために、KK線全線を含めた区域に再開発等促進区を定める地区計画、東京都決定になりますけども、こちらのほうを定めていくと。で、周辺のまちづくりの熟度に応じて区域を拡大する方向で検討・調整を進めているというところがございます。

今般の手続におきましては、市街地再開発事業を予定している中央区の京橋三丁目東地区のみ地区整備計画を定め、そのほかにつきましては方針区域のみの指定となっております。今回、KK線につきましては都市施設として位置づけて、で、具体的な地区整備計画による制限等は発生しません。この再開発等促進区の方針区域指定と併せて京橋三丁目東地区の都市再生特区の決定について東京都決定で手続を進めているというところなんです。市街地再開発事業、京橋三丁目東地区につきましては中央区決定となります。

今の状況でございますが、7月13日から26日にかけて、地区計画提案の縦覧を実施し、意見書の提出はございませんでした。また、9月21日から10月5日にかけて、都市計画案の公告・縦覧手続を実施をしております。現時点では意見書の提出はない状況でございます。今後、11月に東京都の都市計画審議会への付議、12月の都市計画決定に向けて手続を進めてまいります。2020年代後半から八重洲線を通行止めとした上でKK線の再生に着手をしていくということで、今後、沿線の周辺まちづくりと連携して段階的にKK線の整備を進めていくというところがございます。

なお、KK線再生に係る行政連絡会を東京都、港区、中央区、私ども千代田区で組織しておりまして、検討に係る情報共有、こういった手続も含めて情報共有の場を持っております。今後のKK線に係る動きにつきましても、当委員会で定期的に報告してまいりたいと思っております。

以上になります。

○小林たかや委員長 はい。報告が終わりました。質疑、質問を受けます。  
よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、（５）番、東京高速道路（KK線）についての報告を終了します。

次に参ります。（６）番、飯田橋駅周辺の基盤整備について、報告を求めます。

○大木神田地域まちづくり担当課長 それでは、報告事項の（６）番、飯田橋駅周辺の基

盤整備についてご報告いたしたいと思いますが、ご説明の前に、今回、報告に至った考え方について、ちょっとお示ししたいと思います。

飯田橋・富士見地域におきましては、これまでまちづくりに関わる地域の関係者で構成されますまちづくり協議会におきまして、道路や公園、駅前広場など、都市基盤の在り方について検討を進めてきました。また、当議会に対しましては、飯田橋駅の東地区ですとか富士見2-3地区などの個別地区のまちづくりが進められる段階で、関連する都市基盤の整備について報告してまいりました。一方、飯田橋駅周辺では、多くの人が集まる駅と周辺のまちとのつながりをよくし、まちの価値向上につなげる「駅まち一体開発」そういった検討が国、東京都及び駅に隣接する千代田区、文京区、新宿区の3区を中心に進められております。こうした飯田橋駅周辺の基盤整備については、そうした多くの関係者が様々な検討を行ってございまして、今回改めて内容を整理して本会に報告することとしたものでございます。

それでは、資料に基づきご説明いたします。環境まちづくり部資料6をご覧ください。

飯田橋・富士見地域では、まちづくり協議会におきまして地域の関係者が意見交換を行いながら基盤整備の方向性を検討してまいりました。具体的な取組といたしましては、飯田橋駅西口地区、これはサクラパークのことでございますけども、などの個別開発を適切に誘導するため、事業計画策定に当たっての指標となる整備方針等を策定しております。こうした中、こうした都市開発と連携した交通施設の整備の在り方ですとか、推進方策の検討を進める国土交通省及び東京都より「飯田橋駅周辺地域」をケーススタディの対象地として取り上げたい旨の要請がございまして、まちづくり協議会の議論と並行して関係者の意見等を開始することとしたという経緯がございまして。

下に表がございまして、表の左手をご覧ください。左手は飯田橋・富士見地域まちづくり協議会のこれまでの検討経緯でございまして、平成17年にまちづくり協議会を設立しまして、それ以降、平成18年にはまちづくりの基本構想を策定し、また平成19年にはサクラパークの開発を契機とした飯田橋駅及び駅周辺構想をそれを策定するなど、資料記載のとおり様々な検討を進めてきたところでございます。

ちょっと表の下のほうに行ってくださいまして、検討メンバーといたしましては、町会、商店会、大学、各地区の開発事業者など、まちづくりに関する多くの関係者が参加し、飯田橋・富士見地域のまちづくりイメージ、地域の課題、地域の開発動向、地域の公共施設の整備、その他、地域のまちづくり全般について検討を行うとともに、情報の共有を図っているところでございます。

続きまして、表の右手をご覧ください。国や東京都とともに検討を進めている飯田橋駅周辺基盤整備方針検討会の経緯でございまして、先ほど申し上げたとおり、国や東京都の呼びかけにより、令和元年に関係者間で正式な検討会を立ち上げ、令和2年、検討会において飯田橋駅周辺基盤再整備構想、これを策定いたしました。これは今後再整備を進めていくに当たり、駅周辺の現状及び課題の整理を行うとともに、基盤再整備に向けて考え方、それを明示するものでございます。具体的な内容といたしましては、「都市開発の機会を捉え、多様な機能を誘導するとともに、駅とまちが一体となった取組みを進め交通結節機能等の更なる強化を目指す。」こういった考えが示されております。また、今後令和5年を目途に、基盤再整備の具体的な指針となる飯田橋駅周辺基盤整備方針、これを策定する

予定としているところでございます。

検討会のメンバーでございますが、国、都、それから駅に隣接する千代田区、新宿区、文京区の3区及びJR東日本などの交通事業者、事務局は東京都とUR都市機構が務めております。現在、整備方針策定に向けた具体的な基盤整備の内容や官民連携による整備・管理スキームなどの検討を行っているところでございます。

資料につきまして、おめくりいただきまして参考資料1をご覧くださいと思います。これら二つの組織のうち、左側のまちづくり協議会の要綱、これを資料として添付しております。要綱では協議会の設置の目的ですとか、検討事項、構成員などを定めております。

おめくりいただきまして、中に別表というところで具体的にどんな方が入っているかというところは書いてございます。なお、座長につきましては、上から7段目の法政大学の先生に座長のほうを務めていただいております。参考にご覧いただければと思います。

また1枚おめくりいただきまして、参考資料2、カラー刷りの図面のほうをご覧くださいと思います。地図が載っておりますが、左側の地図でございますが、対象エリアの比較となっております。赤い枠線内が千代田区で行っております飯田橋・富士見地域まちづくり協議会の対象エリアでございます。青い枠内が飯田橋駅周辺基盤整備検討会の対象となっております。千代田区内では、現在まちづくりの検討を進めております駅周辺の飯田橋駅東地区、それから飯田橋駅中央地区、それから富士見2-3地区、この辺の付近のエリアが重複しているというところでございます。

また、資料の右手をご覧ください。この図面につきましては、先ほど令和2年に飯田橋駅周辺基盤整備方針検討会のほうで策定した基盤再整備構想というものが策定したと申し上げましたけれども、その概要となっております。中身につきましては、非常に概念的なものとなっております。上の図が地上歩道橋レベルの整備の方向性というところ、この地図の枠内に青い太い線で点線で三角形の線が描いてございますが、これは駅北口駅前歩道橋の機能を強化する必要があるだろうというところを示したものでございます。

下の図のこれは地下レベルの基盤整備の考え方を示したものでございまして、この紫色の線ですね、これは地下鉄の東西線と南北線の乗換客が非常に多いというところから、地下レベルでもこうした基盤を強化していく必要があるだろうと、こうしたことの方考え方を示しているものでございます。こうした、じゃあ、実際どうして基盤整備を行っていくかという、そういった方向性を今後令和5年までの方針の中で決めていくということを今検討しているものでございます。

引き続きまして、1枚おめくりいただきまして、参考資料の3をご覧くださいと思います。飯田橋・富士見地域におけるまちづくり関係の計画についてのご案内でございます。資料の左手でございます。色がついているほうでございますが、こちらにつきましてはまちづくり協議会で検討している計画の体系になってございます。一番上に区が定める都市計画マスタープラン、これを上位計画といたしまして、その下に基本構想を策定いたしまして、さらにその下にまちづくりガイドラインなどの個別計画を置きまして、歩行者空間の拡幅ですとかバリアフリー化など、個々の整備の方向性、そういったものを定めてございます。

資料の右手でございます。右手でございますが、これは飯田橋駅周辺基盤整備方針検討会の計画となります。先ほどお話ししたとおり、令和2年に整備の基本構想を策定いたし

まして、現在、この青い点線でございますが、具体的な内容を定める飯田橋駅周辺基盤整備方針の検討を進めてございます。で、この整備方針における千代田区内の基盤がござい  
ますけど、その整備につきましては、これまでまちづくり検討会でも具体的な内容を検討  
してございまして、その内容と一致するよう整合を図っていきたいと考えているところ  
でございます。現在、千代田区内では、飯田橋駅の東地区の再開発事業など、個別の事業が  
進んでございますが、こうしたものを実施するに当たっては、この整備方針で定めた内容、  
事業スキームなどの内容を踏まえつつ、整備への協力を誘導していきたいと考えていると  
ころでございます。

そうですね、本日は、まちづくり協議会で策定した計画のうち、最も新しい計画である  
飯田橋・富士見地域まちづくりガイドライン補足基準、またその検討会で策定した飯田橋  
駅周辺基盤再整備構想、これを別添資料として添付しております。詳細な説明は省略いた  
しますが、後ほどご覧いただければと思います。

ご説明は以上でございます。

○小林たかや委員長 はい。説明が終わりました。委員さんの質疑、質問を受けます。

○河合委員 この飯田橋の駅の周辺基盤整備検討会ですか、この構想で歩道橋の機能強化  
となっていますけども、これ、文京区と新宿区にまたがる歩道橋がありますよね。一時期  
はこれを撤去をして整備しようかという話もあったんですけども、現状どうい  
う話合いがなされているのか、分かれば教えていただけますか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 検討会の議論の中では、やはり開発が進捗するに当  
たって、今の歩道橋の要領ではなかなか厳しいのではないかと、再整備が必要ではないか  
というような議論が行われております。で、検討を進めるに当たりまして、実際、我々調  
整しているのが事務局である東京都都市整備局なんですけれども、じゃあ施設の管理をし  
ているのは東京都建設局というところで、今現在は東京都の庁内の中でそうした歩道橋再  
整備に関する庁内調整を行っているという聞いておりまして、ちょっと建設局のほうの理解を  
求めていると、そういった話合いが行われているというような状況でございます。

○河合委員 そうすると、歩道橋をリニューアルするとか、もしくは撤去をするとか、結  
論はまだ出ていないという理解でよろしいんですか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 歩道橋の機能強化をするという結論は出ております  
が、ちょっとこういった内容でやっていくかということ今検討しているというところ  
でございます。

○河合委員 分かりました。

○小林たかや委員長 はい。よろしいですか。

○河合委員 強化になっちゃうのね。

○小林たかや委員長 ほかに。

○岩田委員 私もまさにその機能強化というのが何を意味しているのかというので、つま  
り撤去するのか新しく架け替えるのかというのを聞いたんですけど、それと同じよ  
うに、地下鉄出入口のこれも機能強化って書いてあるんですけども、これは例えばエレベ  
ーターを設置する、エスカレーターを設置するとか、そういう意味なんでしょうか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 イメージとしては岩田委員おっしゃったものと、例  
えばバリアフリー対応というところで、そういった設置をするというようなものもあると

思いますし、ただ具体的などいうことをやっていくかというのは、今まさに方針のほうで決めていくというところで、中身のところについて今議論しているというところでございます。

○加島まちづくり担当部長 すみません。地下鉄のものに関しては、岩田委員言われるように、整備するのであればそういったことをやるべきだというふうに思っていますので、そういった誘導が必要だという認識です。で、歩道橋に関しては、機能強化と書いてあるんですけど、この別添1の飯田橋駅周辺基盤再整備構想、これ8ページをおめくりいただくと、右側に柱3ということで、災害時にも安心して避難、滞在できる環境の整備ということで、そこの①のところ、災害時に緊急車両の通行と交差することなく各方面のまちへ安全に避難するため歩行空間（歩道橋）地下通路などを確保するということなので、歩道橋を確保してそれを機能強化と、例えばちょっと分からないんですけども、広くするだとか、そういったことの検討だとかということは今後進めていくんだらうなというふうに考えております。

○岩田委員 まさにあそこの歩道橋のところにエレベーターをつけるような工事の予定がありますよみたいなのが書いてあったんですけど、それもこれなんですかね。地下鉄じゃなくて歩道橋の機能強化のことなんですかね。

○大木神田地域まちづくり担当課長 今、ラムラ前辺りですかね、エレベーターの工事を行っているというところで私も認識しておりますけども、あれは建設局のほうでやっぱりバリアフリーの一環として、その歩道橋を障害者の方が渡るという観点から、今これとは別にやっているというところということを知っております。

○岩田委員 ラムラのほうではなく、新宿区と千代田区の辺りのこっちの歩道橋の辺りです。に何か看板で何かエレベーターをつける工事が予定がありますみたいなものを見たんですけど、これですかね。（発言する者あり）あ、地下のあれなんですかね。（発言する者あり）じゃあ、ちょっとそれはどうなのか、ちょっと分かる範囲で。（発言する者あり）

○小林たかや委員長 休憩します。

午後3時30分休憩

午後3時31分再開

○小林たかや委員長 再開します。

担当課長。

○大木神田地域まちづくり担当課長 ちょっとその工事がちょっとこの基盤整備と関係しているかということ、ちょっと今把握していないところで、ちょっと調べてまたご回答させていただきたいと思います。

○小林たかや委員長 副委員長。

○小枝副委員長 大分いろいろのことが絡んできていると思うんですが、地域の区民がこの内容についてもっと知りたい、あるいは意見を言いたいと思ったときに、今はどこに行ったら意見が言えるのか、どなたに聞いたら全てのことが分かるのか。その場のイメージをちょっといろんな会議体がある中で教えてください。

○大木神田地域まちづくり担当課長 まず、まちづくり協議会でございますが、こちらにつきましては区が事務局で行っておりますので、そういった取りまとめについては区のほ

うで行うというところになるかと思えます。で、実際まちづくり協議会でございますが、この中の構成メンバーというところで、メンバーとして地元の住民代表というところで区域内の4会長さんに入っていていただいて委員に選出しているというところでございます。あと、まちづくり協議会の会議については、誰でも傍聴可能というところで、資料や議事録についても紙ベースでございますが公開しているところでございます。また、個別の計画を策定する際には、計画の事前にパブリックコメントを行うなど、いろんな意見を取り入れるよう門戸を広げてきていると認識しているところでございます。もう一つ、基盤の検討会でございますけど、こちらにつきましては、東京都の都市整備局が事務局をやってございまして、こちらについては東京都のほうでいろんな意見聴取の手続を行っているところでございます。

○加島まちづくり担当部長 多分どこに相談したらいいのかわからないというところなので、まず、区のほうにお声かけいただくのが一番かと思っております。先ほどのこの資料6の一番最後のところですね、飯田橋・富士見地域まちづくり協議会という中で、ガイドラインだとか構想をつくっているんですけども、その中で、この一番下の再開発事業だとか、またこれ、準備組合ができていたりだとか、そういうのがありますので、どこの部分のどういうところなのかというところが、また聞く場所だとか意見を言う場所がちょっといろいろあるのかなというふうに思いますので、まずは区のほうにお声かけいただくのが一番かと思いますので、そこから例えば準備組合だったら準備組合という形になるかもしれないけれども、そこでまずは対応させていただければなというふうに思います。

○小枝副委員長 これ、ここまで来ると、いろんな経済状況の変化もあり、そもそもはこうだったというのがあっても、今の一時的な状況かもしれないけれども、新規ビルの4割が空室になっている、こういう経済状況はこれから先も非常に深刻な度合いを深めていくであろうと。そういう中で、区民の、何というか、不安や課題認識というのが時々刻々とあると思うんですね。そういうのをやっぱり受け止める場、テーブルというのが、開かれたテーブルというのが、言っているよというところがあると、そういった区民のまちへの愛着であるとか、将来の見通しであるとか、そこか言える場が今ちょっとまとまったところが見えなくなっているんですね。で、そこを今やっぱりつくっていきながら課題共有をしていったほうがよろしいんじゃないですかというふうに、行政だけしか今分からなくなっちゃっているんじゃないかな。もちろん町会長とかずっと長年関わっていた人は分かるかもしれないけれども、もっとまちの人たちが入れる場が欲しいなという、どうでしょうか。

○前田景観・都市計画課長 ただいま、それこそ合意形成に関わる手続的なところのお話も頂いたのかなというふうに認識してございます。常任のほうでのご報告という形を考えておりますが、まちづくりプラットフォームということで、ただいま各手続を進めるに当たってどのような形で合意形成を図っていったほうがいいのか、そういったところを整理していきたいなというふうに考えてございます。ただいまのところ、ご指摘いただいたところも、意見を聞く場、それをどういった形でどのタイミングで設けていくのか、そういったプロセスの見える化も含めて議論していくべきかなというふうに認識してございますので、ここで個別の取組というのもありますけれども、まず全体を通して改めて整理をさせていただきたいなというふうに考えてございます。

○小林たかや委員長 よろしいですか。

嶋崎委員。

○嶋崎委員 この件って、うちだけじゃないんだよね。文京区さんも新宿区さんもある意味あの歩道橋というのは、ほとんどうちがもう二、三步で終わっちゃって、あとは両区にまたがっていて、昔、河合委員なんかはいろんな勉強会を立ち上げてくれて、いろんなグローバル的な話をしたこともあったと僕聞いていますよ。だから、我が区だけじゃなくて、3区の窓口も含めていろんなやり取りをしたほうが、一方的な話じゃなくて、新宿区さんも文京区さんの意見も聞きながら、その当時聞いていたのは、あの歩道橋と駅の改札口を一体にして、もうそこで一括してやろうじゃないかみたいな話もあったわけだから、そういう歴史があってここに来ているんだということを踏まえて議論をしていただきたいし、そういう窓口を広げるんなら、我が区だけじゃなくて、文京と新宿区さんともよく連携を図りながら、向こうのご意見も聞けるような場をつくったほうがいいと思いますので、いかがでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 嶋崎委員言われるとおりでございます。先ほどの資料6の右側の飯田橋駅周辺基盤整備方針検討会、これは国交省、東京都、鉄道事業者、まさに言われるようなところの検討ということで、そういった会がないと、歩道橋に関してはここは新宿区だよね、文京区だよね、千代田区ここだけだからという、何かやり取りがずっと続いちゃって何も進まないというようなところだと思いますので、まとめ役ということで国交省も入っていますので、そういった中で、先ほどの駅から、特に飯田橋の東側、ホームが変わったので少しいろいろと意見を頂いているところも我々承知しておりますので、そういったところのスムーズさとかということを整備できるとよりよくなるんじゃないかなというふうにも考えていますので、ただ、それは区だけではできないということなので、こういった検討会を活用させていただきながら進めていければいいなというふうに思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○小林たかや委員長 木村委員。

○木村委員 これ、飯田橋駅周辺の基盤再整備構想で、これを実際に実現していく主体、要するに責任を持って進めていく主体というのがどこの、東京都ですか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 この基盤整備の事業を進めていく主体というご質問でしょうか。

○木村委員 はい。

○大木神田地域まちづくり担当課長 そこにつきましては、誰が整備するのか、例えば駅前広場について、例えば事業者と考えられるものとしては鉄道事業者ですとか、あとは道路の一部としては例えば区がやるとか、いろんな選択肢があると思いますけども、そこを含めて、今この整備方針を決める中で誰がやっていくのかということを検討しているというような状況でございます。

○木村委員 そうすると、全体の調整で座長が東京都がやっているわけでしょう、方針つくるにしても。そうしますと、東京都が真ん中に座って全体の整備構想を具体化していく推進役的なものを東京都が担うと。で、実際に事業、要するに財政的にも負担していくのは、鉄道だったら鉄道事業者であり、区道のエリアにまたがっていたら千代田区であったりと、そういう分担の下で進めていくということなんですか。

○大木神田地域まちづくり担当課長 木村委員おっしゃるとおりで、事業主体というのは、財源につきましても、例えば千代田区内では、いろんな個別のというか、そういうときには駅前広場については例えば近隣の開発の域外貢献を受けるといようなことも決まっております、そういったものを使っていく。この広場についてはこういう形で整備していこうとか、そういったことを今関係者間のほうで検討しております、それをまとめて基盤整備方針としてつくり上げるというようなことで今検討しているところでございます。

○木村委員 なるほどね。今ご答弁の中にもあった域外貢献というやつですね。何で富士見で飯田橋西口なのかということで気にはしたんだけど、要するにこういう構想をつくり整備を進めていくと。その財源をどうするのかということで、整備のエリアを相当広げて、その中に再開発の施行区域も組み込んで、域外貢献で費用を再開発に組み込ませると、そういうやり方でしょう、これ。そうなるとこれそのために容積率を上乗せすると。本来行政や鉄道事業者が責任を持って整備するのを、周辺の再開発事業者に分担をさせて、その代わり容積率を上乗せさせるからと。いや、そういうやり方でいいんでしょうかね。

○加島まちづくり担当部長 域外貢献で容積率というのは、東京都の都市開発諸制度の中で駅まち一体整備ということで、域外貢献ということで明確にうたわれているところなので、区としてはそういったものを利用しながら整備していきたいというところは当然頭の中にはあります。一方で、そのお金だけ出せばということではなくて、やはり特に東口ですね、駅の東口の前のところの、何でしょうか、民間の地権者さん等のところに関しても、少しやはりそこら辺の広場の整備だとか、そういったところというのは一体的な開発がないと、駅の利便性だとかバリアフリーだとか、そういったものにつながらないというようなところがありますので、そういったもろもろを考えながら、やはりその再開発の整備と駅の利用だとか、そういったものをいろいろと一緒に検討しながら進めてきているところが今回飯田橋でやっているところなので、一概にただ単に駅まち一体で容積率を上げてということを目的としているわけではなくて、そういった民間の地権者さんたちの力も借りながら進めていかないとならないということなので、そういったことの整備を飯田橋ではやっているというところでございます。

○木村委員 説明は分かります。非常にきれいにまとめていただいているんだけど、（発言する者あり）ただ実際はですよ、だからそういうやり方というのはこれからも通用していくのかなということなんですよね。地球環境の問題もあるし、それから快適な住環境を求める、そういう議論も強まっていると。もちろん駅周辺の整備と、これも大事なことだと思うんですよ。駅まち一体ということで、東京都が域外貢献の一つのやり方として駅まち一体という整備手法も都市開発諸制度の中でつくられていると。それに沿った形で千代田区がやっているということだと思うんですよ。ただ、それをやっていると、本当に再開発のどんどん周辺整備をずっとエリアを広げていって、そこに再開発の計画があるとそこまで広げていっちゃってよ、全然離れたところまでこの駅まち一体の整備のための域外貢献を求めていく。そして、その代わり容積率を上乗せしていくということになると、結局、最終的に、今、人口減社会になってきている下で、また働き方改革が進められている下で、そういう手法をやっていると、結局、被害を被るのはそのマンションの購入者であったり、あるいは再開発の組合であったりということになっていくんじゃないかなと思うんですよ。その辺、千代田区の一存だけでどうこうとできるものではないと思うんです

けれども、ただ、この制度というのは早晩見直す必要があるんじゃないかと思うんですね。こういうやり方でどこまでできるのか。これは東京都がやっぱりつくった制度なので、東京都が問われているということは間違いないと思うんですけども、ただ、千代田区がこの制度を活用して今やっているというふうになると、今後、この制度を使うから、要するに飯田橋・富士見のまちづくり、今、がらっと変わろうとしているわけですよ。で、再開発計画はこれからも続いているわけですよ。で、しかも駅まち一体のこの制度をこれからも活用していくというふうになると、地域間の競争が激しくなって、いわゆる空き室、ずっといつまでも造るわけにいかないから、そうすると、地域そのものが競争の中に巻き込まれて大変な状況になるんじゃないかなと。その辺をきちんと見据えたこの制度の活用の仕方というのが私は求められているんじゃないかと思うんですね。ちょっと総論的な指摘になっちゃうけれども、ちょっと部長にお考えを示していただきたい。

○加島まちづくり担当部長 駅まち一体整備に関してどこまで広げていくかといったようなところなのかなというふうには思っています。今、我々が考えているのは、飯田橋の駅に関しては、西口はほぼ終わりという形で、本来富士見2-3も早い段階であれば西口の貢献という形もあったのかなと思うんですけども、それはやはりある程度終わっているので東口の貢献という形で捉えているというようなのが現状でございます。で、その中で、やはり何でしょう、地域課題を解決するため、また先ほど人口減少というお話もありましたけれども、今もう超高齢化というところに突き進んでいくという形になると、やはり駅の利用だとか、そういったところのバリアフリーだとかというのはもう必須なのかなと。ただ、鉄道事業者に関しましては、ある程度バリアフリーはもう進んでいるというように思っているところもありますので、そういったものをプラスアルファでやはりやってもらうためには、どこか動いていかないと進まないというのも現状なので、駅まち一体を全てやるということではありませんけれども、やっぱりこの制度を使ってそういったものが解決できるということであれば、その他の駅の地域に関しましても、その検討の余地はあるんじゃないかなというふうに思っているところですので、一概にそこの部分で対象エリアを増やす増やさないということではなくて、駅まち一体ということであれば、その駅のところの課題解決をどう図っていくかということの検討の中で進めていく必要があるのかなというふうに思っております。

○小林たかや委員長 よろしいですか。

○河合委員 関連で。

○小林たかや委員長 河合委員。

○河合委員 対象エリアを広げるというのは、私は飯田橋に関しては非常にいいことだと思っているんです。大神宮通りの電線の地中化もそろそろ完成が間近ですね。そうすると、駅から大神宮通りを経由して、今度はあそこの大神宮通りのところは今後のまちづくりは東京大神宮を中心にまちづくりをしていこうというふうにはほぼ決まっていきそうな感じで、そうすると回遊性ももっとできるでしょうと。それで今度はグランドパレスがあと7年後ぐらいですかね、壊して、もしかしたらアミューズメントの何か施設ができるかもしれない。そうすると、今度は東口と東京大神宮を通過してのあの一体がいわゆる飯田橋の顔になるのかなと私は思っているんで、広げる、ちょっと意味が違うと思うんですけどね、私は富士見の飯田橋の地域に関しては、非常に面と面と面をつないで、さらに地域の価値を上

げていこうという開発と思っていますんで、その辺は自信を持ってやっていただきたいなと思っています。

○加島まちづくり担当部長 いろいろな再開発だとかまちづくりには手法があります。その中で今回ご説明しているところに関しては駅まち一体を使いながらというところで、それを全て使うということでもないというふうに思っていますので、今の河合委員言われるような、飯田橋から九段下、ここの魅力を高めていこうよというところは通ずるところでございますので、いろいろな形のまちづくりを検討していく必要があるだろうというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○小林たかや委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、報告事項（6）飯田橋駅周辺の基盤整備についての報告事項を終了いたします。

次に、日程3、その他に入ります。

執行機関から何かございますか。なし。

委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 なし。

次に、日程4、閉会中の特定事件継続調査事項について、閉会中といえども委員会が開会できるように議長に申し入れたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林たかや委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、長時間にわたってご協力を頂きました。この程度をもちまして委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時50分閉会